○叙勲

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）
河合　正通　高橋　忠雄　根比　次雄
平間　耕一　吉岡　敏雄
旭日単光章を授ける（各通）（五月三十一日）
川上　正一
旭日単光章を授ける（六月一日）
（横浜市議会議員）
横山　榮一
旭日双光章を授ける
白石　徹　畠中文四郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二日）
（京都市立芸術大学名誉教授）
植田　治男
三井甲子男　山切　美澄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
穴田　春一　石原　康雄　稲見　勇
大塚　弘　小川　收　栗木　通久
杉田　健三　新居　利文　福住　俊三
山副　貞夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
荻原　金平　鈴木　亀夫　福田　誠一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三十一日）
庄谷　征美
瑞宝中綬章を授ける
小嶺　勝彦
瑞宝小綬章を授ける
青柳啓治郎　小貫　芳二
相川　清次　神戸登喜朗　後藤　勝美
木村　友夫　高本　盛邦　馬場　政徳
関　明　福田　正二
瑞宝双光章を授ける（各通）
芦川　弘　佐藤　利信
四方　正美　高橋　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月一日）
（北海道大学名誉教授）
加來　照俊
瑞宝中綬章を授ける
中島　稔
瑞宝小綬章を授ける
大塚　漱一　中村　赳男　藤原　三正
横山　正樹　吉田　和夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　宗一　岡本　文雄
（富山県砺波広域圏事務組合消防司令）
宮田　爲弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）
前田　啓二
瑞宝小綬章を授ける
足立　高彦　池田　和榮
川崎　博　川名　久義
藤吉　満生　村田　祐治
瑞宝双光章を授ける（各通）
奥野　俊一　富田　敏之　見谷　幸雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三日）
（東京芸術大学名誉教授）
中野　政樹
瑞宝小綬章を授ける
島根　一博　菅沼　弘幸　野田　優男
藤村　武久　前泊　宣夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月四日）
西村　安雄　服部　侑史　堀田　馨
瑞宝双光章を授ける（各通）
濱崎　常昌
瑞宝単光章を授ける（以上六月五日）
（国立大学法人職員）
片桐　和雄
瑞宝中綬章を授ける
小野寺榮弘　宗田　勇氣　高橋　寅雄
千葉健一郎　仁平　進
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月六日）
八代　利一
瑞宝単光章を授ける（六月七日）

戦没者叙勲（第百九十三回）

東京都（元陸軍関係）勲八等　大藏　和之
勲七等に叙し青色桐葉章を授ける
兵庫県（元海軍関係）　影山　貞雄
勲八等に叙し白色桐葉章を授ける（以上六月三十日）

注　都道府県名は、戦没者の除籍当時の本籍地を示したものである。

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

酒井　公範　柳田　辰男　林　克已
原田　忠明　原田　新司　勝見　光子
西村　昭二

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

坪井　伸子　赤松　雅子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

船井　哲良　石内　義夫　勝見徳三郎
大谷　重友　正宗　幹夫　広瀬　公雄
有田　守成

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

中村ヤイ子　長岡今朝吉

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

髙橋　清見

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

有限会社呉緑化センター
株式会社ヤマダ電機
長野県民共済生活協同組合

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年六月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故遠藤司男遺族　遠藤　英忠

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十二年六月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故髙田恵尚遺族　髙田　雅代

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月六日マラウイ国の独立記念日につき、同月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年六月二十三日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年七月七日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	千葉北部地区新住宅市街地開発事業の確定測量図 千葉北部地区新住宅市街地開発事業の調査簿

公告

諸事項

信託会社に対する行政処分の公告

信託業法（平成16年法律第154号）第45条第1項の規定に基づき、下記のとおり信託会社に対して業務の一部の停止を命じたので、同法第48条の規定により公告する。

記

1．商号　ライツ信託株式会社
2．本店所在地　愛知県名古屋市中区錦一丁目4番16号
3．登録番号　東海財務局長（信2）第1号
4．行政処分の年月日　平成22年6月29日